

家畜生産・衛生・畜産経営情報

本格的な暑さを迎える前に、暑熱対策に取り組みましょう！

今夏の気象状況について、気象庁が 6 月 23 日に発表した「関東甲信地方 1 か月予報」(6 月 25 日～7 月 24 日)では、向こう 1 か月の平均気温は「高い」と見込まれています。



家畜の生産性を維持・向上するため、暑熱対策に取り組みましょう。

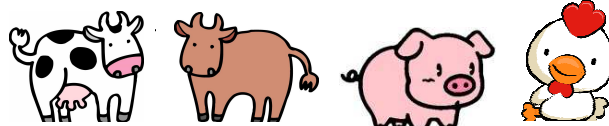
対策のポイント

☆家畜の体感温度の低下に努めましょう。

✓ 飼育密度を緩和しましょう。

✓ 畜体等へ送風・散水・散霧を行いましょ。

牛では、発熱量が多い首から肩付近に送風しながら、一定方向に向けて空気の流れを作るように、換気扇・扇風機等の向き・角度を調整しましょう。



☆畜舎環境の改善に努めましょう。

✓ 西日が当たる側に植樹、遮光ネット、よしず、寒冷紗等で被覆し、直射日光を軽減しましょう。

✓ 屋根に消石灰や断熱塗料の塗布、散水を行って断熱・冷却しましょう。

✓ 換気扇や扇風機等による送風又は側壁の窓や天窗サイドカーテンを開放し、自然通風に努めましょう。

✓ 畜舎外回りの環境整備(除草等)により風通しを良くしましょう。

☆飼料給与について

✓ 良質で消化率の高い飼料を給与しましょう。

✓ 暑さのために増加する給水量に備え、給水機の清掃や点検をしながら、常に新鮮な水が飲めるようにしましょう。

飼養衛生管理基準の遵守の徹底をお願いします！

平成 28 年 4 月から 6 月 20 日までに、中国で口蹄疫、中国、台湾、韓国で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されています。

人の往来や物流も盛んである近隣国で発生が確認されていることから、我が国へのウイルスの侵入リスクは高い状況が続いています。

引き続き、飼養衛生管理基準を遵守し、農場へのウイルス侵入防止対策の徹底をお願いします。

家畜保健衛生所	電話番号	家畜保健衛生所	電話番号
佐久	0267-62-4123	飯田	0265-53-0439
上田支所	0268-23-1630	松本	0263-47-3223
伊那	0265-72-2782	長野	026-226-0923
県庁園芸畜産課	026-235-7232		

異状の通報は
こちらへ

水質汚濁防止法の暫定排水基準が強化されます！！

水質汚濁防止法第3条に基づく環境省令では、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（以下：硝酸性窒素等）について、一般排水基準とは別に畜産農業における暫定排水基準が決められています。今回、この基準が新たに設定されることになりました。

・畜産経営体から排出される暫定排水基準

平成 28 年 6 月 30 日まで 700mg/l



平成 28 年 7 月 1 日から 600mg/l

排水基準に違反すると
6か月以下の懲役または
50万円以下の罰金！！

対象になるのは、し尿及び畜舎汚水を処理した後に公共用水域（河川、湖沼）へ放流している畜産事業者です。

* 家畜排せつ物全量をたい肥化している等、河川放流していない場合は対象になりません。

水質汚濁防止法の対象となる畜産施設（特定施設）

一定規模以上の畜舎を有し、家畜排せつ物を固液分離して排水処理し、公共用水域に放流している場合、水質汚濁防止法の対象となる特定施設になります。

畜産農家は、次のいずれかの施設を有する農家が対象となります。

豚	総面積が 50 平方メートル以上の豚房
牛	総面積が 200 平方メートル以上の牛房
馬	総面積が 500 平方メートル以上の馬房



硝酸性窒素等の一律排水基準と暫定排水基準

硝酸性窒素等は人の健康への影響が懸念される有害物質のため、排水基準値は一律 100mg/l と厳密に定められています。現在、暫定基準が存在するのは畜産農業を含めた 7 業種のみであり、畜産農業でも暫定排水基準は 1,500(H13)⇒900(H16)⇒700(H25)⇒600(H28)と基準が引き下げられています。今後も、基準値が引き下げられることが予想され、また、地域に調和した畜産経営の維持のためにも、畜産排水の改善は急務です。

排出水測定義務



特定施設の排水水については、1年1回以上、排水水の測定を行い、その結果を記録し3年間保存することが義務付けられていますので、必ず実施、保存してください。

※水質汚濁防止法は、事業所から公共用水域に排出される水の排出等を規制することで、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図る法律です。